

8-3-6 文化財

(1) 調査

1) 調査の基本的な手法

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・法令等で指定、登録又は定められた有形文化財（建造物）、有形民俗文化財（家屋）、史跡、名勝、天然記念物及び伝統的建造物群保存地区、国及び地方公共団体により周知されている埋蔵文化財包蔵地の分布状況	文献調査；文化財に関する文献、資料を収集し、整理した。なお、文献調査を補完するため、関係自治体等へのヒアリングを行った。 調査地域；対象事業実施区域及びその周囲の内、非常口（都市部）、地下駅、変電施設を対象に鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。 調査期間；最新の情報を入手可能な時期とした。

2) 調査結果

調査地域における文化財の状況を表 8-3-6-1、8-3-6-2 に示す。

調査地域内に指定等文化財は国指定 4 件、国登録 7 件、都指定 1 件、区指定 15 件、市指定 1 件の全 28 件、埋蔵文化財包蔵地は 77 箇所分布している。

表 8-3-6-1 指定等文化財の状況

地点番号	地域	種別		名称	所在地	指定年月日	
01	港区	建造物	国登録	キリスト友会フレンズセンター	三田 4-8-19	H17. 12. 26	
02		史跡	国指定	浅野長矩墓及び赤穂浪士墓	高輪 2 丁目	T11. 3. 8	
03				高輪大木戸跡	高輪 2 丁目	S3. 2. 7	
04	品川区	建造物	国登録	小池家住宅主屋	北品川 5-17-14	H23. 1. 26	
05			区指定	品川神社石造鳥居並水盤	北品川 3-7-15	S53. 11. 22	
06				品川神社石造燈籠	北品川 3-7-15	S53. 11. 22	
07		史跡	国指定	賀茂真淵墓	北品川 4-11-8	T15. 10. 20	
08				沢庵墓	北品川 4-11-8	T15. 10. 20	
09				都指定	熊本藩主細川家墓所	北品川 3-11-17	H9. 3. 14
10			区指定	享保二十一年銘道標	南品川 4-1	S53. 11. 22	
11				板垣退助墓	北品川 3-7-15	S53. 11. 22	
12				奥平家墓域	南品川 4-2-35	S53. 11. 22	
13				渋川春海墓	北品川 4-11-8	S53. 11. 22	
14				東海道品川宿本陣跡	北品川 2-7-21	S53. 11. 22	
15				官営品川硝子製造所跡	北品川 4-11-5	S53. 11. 22	
16				海蔵寺無縁塔群碑	南品川 4-4-2	S53. 11. 22	
17		流民叢塚碑	北品川 2-2-14	S61. 3. 14			
18		天然記念物	区指定	稼穡稻荷のイチョウ	北品川 2-32-3	S53. 2. 14	
19				法禅寺のイチョウ	北品川 2-2-14	S53. 2. 14	
20				大龍寺のシイ	南品川 4-2-16	S53. 2. 14	
21		大田区	建造物	国登録	松風荘主屋	南千束 2-25-6	H15. 3. 18
22					松風荘待合	南千束 2-25-6	H15. 3. 18
23					松風荘門	南千束 2-25-6	H15. 3. 18
24	鳳凰閣（旧清明文庫）				南千束 2-3-1	H12. 2. 15	
25	妙福寺祖師堂（旧七面大明神堂）				南千束 2-2-7	H14. 6. 25	
26	史跡		区指定	勝海舟夫妻墓所	南千束 2-3-7	S49. 2. 2	
27	名勝		区指定	洗足池	南千束 2-14-5	S50. 3. 19	
28	町田市	建造物	市指定	村野常右衛門生家	小野路町 1256-1	H6. 7. 11	

資料：「国指定文化財等データベース」（平成 25 年 6 月現在、文化庁ホームページ）
「東京都指定文化財情報データベース」
（平成 25 年 6 月現在、東京都教育庁地域教育支援部管理課ホームページ）
「東京都文化財総合目録」（平成 22 年 3 月、東京都教育委員会）
「しながわの史跡めぐり」（平成 17 年 12 月、品川区教育委員会）
「港区文化財のしおり」（平成 22 年 3 月、港区教育委員会）
「大田の史跡めぐり（増補改訂版）」（平成 17 年 3 月、大田区教育委員会 郷土博物館）
「第 46 号 町田市統計書」（平成 24 年 12 月、町田市総務部）

表 8-3-6-2(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
01	港区	伊皿子貝塚（消滅）	縄文（後期）、弥生、古代、平安、近代	集落ほか	三田4丁目
02		芝伊皿子地区家屋敷跡	近代	武家屋敷ほか	三田4丁目19-29
03		長応寺跡	近代	社寺ほか	高輪2丁目
04		—	近代	埋立地ほか	高輪2丁目
05		—	近代	埋立地ほか	高輪2丁目
06	品川区	御殿山	縄文（前期）、弥生、古墳	包蔵地ほか	北品川5丁目
07	大田区	雪ヶ谷笹丸大塚	奈良、平安	墳墓	東雪谷1丁目
08		雪ヶ谷行人塚	奈良、平安	墳墓	東雪谷2丁目
09		山谷・諏訪分	縄文（前期）	集落ほか	雪谷大塚町ほか
10		勝海舟墓所付近	縄文（前期）	包蔵地	南千束1・2丁目 勝海舟墓所付近
11		洗足公園付近	縄文（中期）	包蔵地	南千束2丁目
12	町田市	—	縄文、中世	包蔵地ほか	小野路町堂谷町田
13		けぞう谷（一部消滅）	縄文（早期、前期、中期）、古墳	包蔵地ほか	小野路町けぞう谷 大犬久保
14		けぞう谷（一部消滅）	縄文（早期）	包蔵地	小野路町けぞう谷 大犬久保
15		—	縄文（早期、後期、晩期）、奈良、平安	包蔵地	小野路町大犬久保 小谷
16		—	縄文（中期）、奈良、平安	包蔵地	小野路町大犬久保
17		—	縄文（前期、後期）、奈良、平安、中世	包蔵地	小野路町栗ヶ沢
18		—	縄文（中期）、奈良、平安	包蔵地	小野路町堂谷
19		—	縄文（中期、後期）	包蔵地	小野路町新屋敷 金子田
20		—	縄文（中期、後期）、古墳、奈良、平安	包蔵地	小野路町新屋敷
21		野津田上の原（消滅）	旧石器、縄文（早期、前期、中期、後期、晩期）、奈良、中世、近代	集落ほか	野津田町上野原ほか
22		—	縄文（前期）	包蔵地	野津田町狐久保
23		綾部原	旧石器、縄文（草創期、早期、前期、中期、後期、晩期）、弥生（前期、中期、後期）、古墳、奈良、平安、中世、近代	集落ほか	野津田町綾部原ほか
24		—	縄文（早期）、奈良、平安	包蔵地	小野路町下堤
25	—	縄文（前期）	包蔵地	野津田町狐久保	

表 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
26	町田市	—	縄文（中期、後期）、弥生、奈良、平安、中世	包蔵地	小野路町栗ヶ沢
27		—	縄文、弥生、奈良、平安	包蔵地	小野路町下堤栗ヶ沢
28		—	縄文（早期、前期、中期、後期）、古墳、奈良、平安、中世	包蔵地	上小山田町15・16・17号
29		高島小山峰	縄文（早期）	包蔵地ほか	上小山田町16・17・18・20号
30		高島小山峰	縄文（早期、後期）	包蔵地ほか	上小山田町16・20号
31		町田 58	縄文（早期、前期、中期、後期）、中世	包蔵地	小山町 4号
32		田中谷戸	旧石器、縄文（早期、前期、中期、後期）、奈良、平安、現代	集落ほか	上小山田町15・16号
33		—	縄文（前期）	包蔵地	上小山田町 15号
34		—	縄文（前期、中期）、奈良、平安	包蔵地	上小山田町 15号
35		—	縄文（中期）	包蔵地	上小山田町 15号
36		—	縄文（後期）	包蔵地	上小山田町 18号
37		—	奈良、平安	包蔵地	上小山田町 20号
38		—	縄文（早期、前期、中期、後期）、奈良、平安	包蔵地	上小山田町 20号
39		町田 67	縄文（早期、前期、中期、後期）、奈良、平安	包蔵地	小山町 4号
40		町田 915	縄文（前期）	包蔵地	小山町 4号
41		町田 56	縄文（早期、前期）	包蔵地	小山町 4号
42		町田 57	縄文中期	包蔵地	小山町 4号
43		—	縄文（中期、後期）、奈良、平安	包蔵地	小山町 12・13号
44		町田 708（消滅）	旧石器	包蔵地	小山町 13号
45		町田 68・69	縄文（早期、前期、中期、後期）	集落ほか	小山町 13号
46	町田 71・73（消滅）	旧石器、縄文（早期、前期、中期、後期）、弥生、古墳、奈良、平安、近代	集落ほか	小山町 13号	
47	町田 72	縄文（早期）	包蔵地	小山町 15号	
48	—	縄文（中期、後期）、古墳、奈良、平安	包蔵地	小山町 12号	
49	—	縄文（中期、後期）、弥生、古墳、奈良、平安、中世	包蔵地	小山町 4・5・12号	

表 8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の状況

地点番号	地域	遺跡名称	時代・時期	種類	所在地
50	町田市	—	縄文(後期)、奈良、平安	包蔵地	上小山田町 20 号
51		—	縄文(早期、前期、中期、後期)、弥生、奈良、平安、中世	包蔵地	上小山田町 20・21 号
52		—	縄文(早期、中期、後期)	包蔵地	上小山田町 18 号
53		—	縄文(早期、前期、中期)、古墳、奈良、平安	包蔵地	上小山田町 13 号
54	八王子市	八王子 466 (消滅)	縄文(早期)	集落ほか	南大沢
55		八王子 362 (消滅)	縄文(早期、前期、中期、後期)、中世、近代	包蔵地	南大沢
56		八王子 803 (消滅)	縄文	包蔵地	南大沢
57		八王子 363 (消滅)	縄文(早期、前期、中期、後期)、奈良、平安、中世、近代	集落ほか	南大沢
58		八王子 361 (消滅)	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	南大沢
59		八王子 525 (消滅)	縄文(早期)	包蔵地	南大沢
60		八王子 805 (一部消滅)	縄文(早期、前期、中期)、奈良、平安、中世、近代	包蔵地ほか	南大沢
K01	川崎市 麻生区	—	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1892 ほか
K02		桐光学園第二グラウンド建設予定地内遺跡	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1642 ほか
K03		—	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1785 ほか
K04		—	縄文、弥生、古墳、奈良、平安	散布地	片平 1556 ほか
K05		—	縄文、奈良、平安	散布地	片平 1747 ほか
K06		金井原遺跡	縄文	集落跡	片平 1600
K07		片平富士塚	古墳	古墳	片平 1747 ほか
K08		—	縄文、平安	散布地	栗木 249 ほか
K09	町田市	—	奈良、平安	包蔵地	能ヶ谷町 13 号
K10		—	縄文(中期)、古墳、奈良、平安	包蔵地	広袴町 5 号
K11		—	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	広袴町 6・11 号
K12		飯守神社	縄文(中期、後期、晩期)、奈良、平安	包蔵地	広袴町 6・7 号
K13		— (消滅)	旧石器、奈良、平安	包蔵地	能ヶ谷町 11・12 号
K14		— (消滅)	縄文(中期)、奈良、平安、中世	包蔵地	能ヶ谷町 14 号
K15		— (消滅)	縄文(中期)、奈良、平安	包蔵地	能ヶ谷町 14 号
K16		能ヶ谷平和台遺跡群 No. 5 (消滅)	旧石器、縄文(早期、中期)、古墳	集落ほか	能ヶ谷町 14 号
K17		新光寺広袴遺跡群 No. 13 地点 (向) (消滅)	旧石器、縄文(早期、前期、中期、後期、晩期)、弥生(後期)、古墳	集落ほか	広袴町 2・7 号

資料：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
(H25 年 6 月現在、東京都教育庁地域教育支援部ホームページ)
「大田区遺跡地図」(平成 21 年 3 月、大田区教育委員会 郷土博物館)

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・ 鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る文化財への影響	<p>予測手法；鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲と文化財の分布状況の重ね合わせにより、文化財が消失・改変する範囲を把握し、文化財への影響を定性的に予測した。</p> <p>予測地域；対象事業実施区域及びその周囲の内、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る文化財への影響が生じるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測地点；予測地域において、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲内に文化財が存在する地点とした。</p> <p>予測時期；鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の完成時とした。</p>

イ) 予測結果

予測地域において、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る土地の改変の可能性のある範囲に存在する指定等文化財及び埋蔵文化財包蔵地を表 8-3-6-3 及び表 8-3-6-4 に示す。

指定等文化財は、4 箇所の指定等文化財周辺において、また埋蔵文化財は、3 箇所の埋蔵文化財包蔵地周辺において鉄道施設を設置することから、それらの一部が改変される可能性があるものの、文化財保護法等の関係法令に基づき必要となる関係機関への手続きを行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施することから、影響は小さいものと予測する。

表 8-3-6-3 改変の可能性のある範囲内に存在する指定等文化財

地点番号	地域	名称	所在地	対象施設	改変の程度
7	品川区	賀茂真淵墓	北品川 4-11-8	非常口（都市部）、変電施設	一部改変
8		沢庵墓	北品川 4-11-8	非常口（都市部）、変電施設	一部改変
13		渋川春海墓	北品川 4-11-8	非常口（都市部）、変電施設	一部改変
15		官営品川硝子製造所跡	北品川 4-11-5	非常口（都市部）、変電施設	一部改変

表 8-3-6-4 改変の可能性のある範囲内に存在する埋蔵文化財包蔵地

地点番号	地域	遺跡名称	所在地	対象施設	改変の程度
7	大田区	雪ヶ谷笹丸大塚	東雪谷1丁目	非常口（都市部）	一部改変
K05	川崎市	—	片平1747ほか	非常口（都市部）	一部改変
K07	麻生区	片平富士塚	片平1747ほか	非常口（都市部）	一部改変

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在による文化財に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、表 8-3-6-5 に示す環境保全措置を実施する。

表 8-3-6-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な構造及び工法の採用	適	必要な範囲で地上への仮設物の設置を避ける等、文化財の状況に応じた構造、工法等を採用することで、文化財への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
試掘・確認調査及び発掘調査の実施	適	事前に埋蔵文化財の範囲及び性格等を明らかにし、自治体等関係機関との調整のうえ、必要となる届出を行い、試掘・確認調査を実施したうえで、必要により文化財としての価値を後世に継承するために発掘調査を実施する。これらにより文化財が記録保存され、影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。
遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処	適	法令に基づき、調査中及び工事中に新たに遺跡を発見したときは、その旨を教育委員会等へ届出をし、その後の取扱いについては関係箇所と協議を行い、対処することで、文化財への影響を回避又は低減できることから環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

採用した予測手法は、予測の不確実性の程度が小さいこと、また、事業の実施に伴う文化財の取扱いは、関係法令等に基づき適切な措置を講じるため、文化財の保全は確実に図られると判断し、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る文化財への影響	・回避又は低減に係る評価 事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか検討を行った。

4) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、表 8-3-6-5 に示した環境保全措置を確実に実行することから、鉄道施設（トンネル、駅、変電施設）の存在に係る文化財への影響の回避又は低減が図られていると評価する。